

第3次士別市子どもの権利に関する行動計画（案）

【 概 要 版 】

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

令和4（2022）年2月



第1章 計画の概要

1 計画の目的

1-1 計画期間

「第3次士別市子どもの権利行動計画（以下「第3次行動計画」という。）」は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年計画とします。

1-3 士別市子どもの権利に関するアンケート調査の実施

第3次行動計画の参考資料とするため「士別市子どもの権利に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）

を実施しました。

| 対象者 | 配布数 | 回答数 | 回答率 |
|-------|-----|-----|-------|
| 小学5年生 | 115 | 99 | 86.0% |
| 中学2年生 | 145 | 114 | 78.6% |
| 高校2年生 | 160 | 119 | 74.3% |
| 保護者 | 420 | 303 | 72.1% |

第2章 第2次行動計画の評価・検証

1 第2次行動計画の数値目標、重点施策

1-2 数値目標の達成状況

15項目中11項目が達成若しくは概ね達成していますが、「子どもの権利条例の認知度」と「相談機関の理解度」の項目は、未達成となりました。

2 重点施策の評価・検証

2-1 子どもの権利の周知と学習支援

子どもの権利の周知と学習支援は、学校や児童施設へのポスター、パンフレットの配布や市職員向けの「子どもの権利に関する研修会」を開催しました。

しかしながら、子どもの権利に関する認知度は、アンケート結果から子ども 45.9%、保護者 62.4%で目標達成には至っていないため、認知度を高めるため周知や効果的な広報活動のあり方が課題です。

2-2 子育て家庭への支援

子育てに関する支援は、子育て支援センター「ゆら」や保健福祉センター等の関係機関が連携し、育児講座や妊婦相談、産後ケア事業等を実施しました。

多様化する子育て世帯を支援するため、子育て支援センター「ゆら」や保健福祉センターを中心に妊娠から出産、育児にわたる切れ目のない総合的な支援を継続していくことが必要です。

2-3 育ちを支える居場所づくり 2-4 意思表示や参加の促進

平成 31（2019）年 4 月に障がい児と健常児の共生をめざした複合型施設として「ほくと子どもセンター」を開設しました。

子どもセンターの放課後児童クラブ利用者は増加傾向にあるため、不足している保育者の確保が課題です。

あわせて、放課後等デイサービスセンター「青空」の利用者も増加傾向にあるため、支援員の確保が課題です。

2-5 子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもに関する相談や不登校等の子どもの居場所に関する支援は、家庭児童相談室や青少年相談室、適応指導教室を設置し、相談員や指導員を配置し適切な支援を実施しています。

子どもの権利の侵害に関しては、迅速かつ適切な救済と権利の回復を支援するため、「子どもの権利救済委員会」を設置しています。

しかしながら、相談機関等に関する認知度は、アンケート結果から子ども 70.7%、保護者 81.2%で目標達成には至っていないため、認知度を高めるため周知方法や効果的な広報活動のあり方が課題です。

第3章 第3次行動計画の重点施策と主な事業内容

1 第3次行動計画の数値目標、重点施策

第3次行動計画も第2次行動計画と同様に、基本目標に基づき5つの重点施策に数値目標を定め、目標達成にむけ取り組みを進めます。

| ＜目標＞ | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○子どもの権利に関する市民の意識向上 | ○地域全体での子育て支援 | |
| ○子どもの意見表明・参加の促進 | ○子どもの権利侵害に関する相談・救済 | |
| ＜重点施策＞ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の周知と学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの権利に関する市民への啓発・広報の充実 ◇子ども自身が子どもの権利を学ぶための学習推進 ●意思表示や参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの意見発表や参加の促進 ◇地域での子どもの自主的な活動の支援 ◇子どもの発達に応じた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもを持つ親の子育てに関する支援の充実 ●子どもの権利侵害に関する相談・救済 <ul style="list-style-type: none"> ◇相談体制の充実と相談機関の連携促進 ◇不登校等の子どもの居場所に関する支援 ◇子どもの権利侵害に対する救済体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●育ちを支える居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの居場所づくり ◇異なった世代との交流 ◇文化・スポーツ活動等への参加 |

1-1 子どもの権利の周知と学習支援

| 目標 | | 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|--------------|-----|-------|------------|
| 子どもの権利条例の認知度 | 子ども | 45.9% | 60% |
| | 保護者 | 62.4% | 80% |

※基準値は、アンケート調査に基づくものです。

子どもの権利に関する認知度を高めるため、市民テラスや市立図書館と連携した新たな

普及・啓発活動を実施するとともに、市広報紙での周知、学校や保育所、子どもが集まるイベント等で効果的な啓発・広報活動を実施します。

1-2 子育て家庭への支援

| 目標 | 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-------------|--------|------------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 5,892人 | 7,000人 |

※基準値は、「第2期土別市子ども・子育て支援事業計画」に基づく令和2年度の「地域子育て支援拠点事業」の実績です。

子育て支援センター「ゆら」や保健福祉センター等を中心に幼稚園や保育所、学校等の関係機関と連携し、子どもや保護者等への切れ目のない支援を継続実施するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳幼児等医療費給付事業や子育て世帯サフォークポイント支援事業、ひとり親家庭等児童入学資金支給事業等を実施します。

1-3 育ちを支える居場所づくり

| 目標 | 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|----------|------------|------------|
| 放課後児童クラブ | 3ヶ所（令和3年度） | 3ヶ所 |
| 放課後子ども教室 | 1ヶ所（令和3年度） | 2ヶ所 |

就学児童の居場所づくりは、1校区に1つの居場所を基本として、「あけぼの子どもセンター」、「ほくと子どもセンター」での放課後児童クラブをはじめ、地域保育所や公共施設、学校の空き教室を利用した放課後子ども教室を実施します。

「ほくと子どもセンター」では、放課後等デイサービスセンター「青空」と児童相談支援センター「虹」を併設し健常児と障がい児の共生をめざします。

1-4 意思表示や参加の促進

| 目標 | 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|------------|---------------------|---------------------|
| 子ども議会の開催 | 年1回 | 年1回 |
| こども夢トークの開催 | 計画期間内に小中学校 全校で実施 | 計画期間内に小中学校 全校で実施 |

子ども議会やこども夢トークを開催し、子どもたちの意見やアイデアをまちづくりや市政に生かします。

1-5 子どもの権利侵害に関する相談・救済

| 目標 | | 基準値 | 目標値（令和7年度） |
|-----------------|-----|-------|------------|
| 青少年相談室の認知度 | 子ども | 76.0% | 80.0% |
| | 保護者 | 84.5% | 90.0% |
| 家庭児童相談室の認知度 | 子ども | 65.5% | 70.0% |
| | 保護者 | 77.8% | 80.0% |
| 子どもの権利救済委員会の認知度 | 子ども | 35.7% | 50.0% |
| | 保護者 | 54.4% | 70.0% |

※基準値は、アンケート調査に基づくものです。

子どもの権利条例の認知度と同様、子どもの権利に関する相談・救済機関の市民への認知度を高めるための啓発・広報活動に努めます。

1-6 感染症拡大時における対応

アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症による影響として、休校などによる学習の遅れや部活動の縮小や大会の中止などといった意見がありました。

今後もこうした状況に対応できるよう、ICT端末を活用した家庭での双方向によるオンライン授業の実施や少年団、部活動における感染防止体制の確保などに取り組みます。

「子どもの権利に関するアンケート調査」結果

ーダイジェスト版ー

士別市は、子どもたちが生き生きと育つことができる、子どもにやさしいまちをめざして、子どもの権利についての約束「子どもの権利に関する条例」をつくりました。

この「子どもの権利に関するアンケート調査」は、子どもの権利についての意識や実態を把握するとともに、第3次「士別市子どもの権利に関する行動計画」策定の参考資料とするために実施しました。

アンケートの結果を見て、「子どもの権利」が守られるために、どうしたら良いのかを考えてみましょう。小学生の保護者のみなさまは、お子さまと一緒に考えてみましょう。

調査の概要

調査期間 令和3年8月25日～9月3日

調査対象 小学5年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒、及びその保護者

□児童・生徒 420人

□保護者 420人

調査内容 自己肯定感、居場所、意見表明、悩み、相談、子どもの権利、新型コロナの影響など

回収率 □児童・生徒 333人(79.2%)

□保護者 303人(72.1%)

（「子どもの権利に関する条例」前文より抜粋）

- ・子どもは、愛情をもって育てられることを願っています。
- ・子どもは、人と比べられるのではなく、一人ひとりの個性が大切にされ、自分らしく生きることを願っています。
- ・子どもは、いじめや虐待がないことを願っています。
- ・子どもは、犯罪や事故のない安全な暮らしを願っています。
- ・子どもは、子どもだからといって、発言をさえぎられないで、自分の意見を聴いてほしいと願っています。
- ・子どもは、自由に参加し、意見を発表できる場所があることを願っています。
- ・子どもは、友だちや仲間と一緒にさまざまなことにチャレンジすることができます。

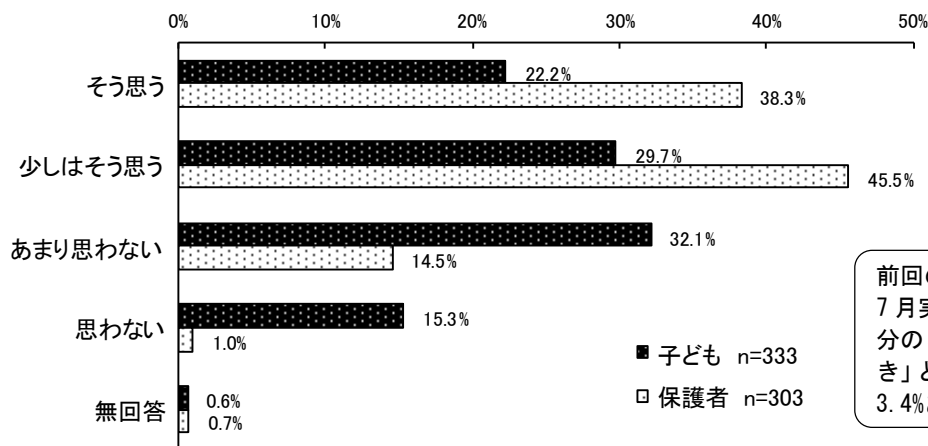
※市内の小・中・高校生20名が集まり、子どもの権利についての学習や話し合いの結果を「子どもの願い」としてまとめています。



1. 子ども自身の思いと、保護者が考える子どもの思いについて

(1) 自己肯定感（自分のことが好きだと思うか）

自分のことが「好きだと思う」「少しは好きだと思う」という児童・生徒は51.9%でした。これは、保護者が考える子どもの自己肯定感（児童・生徒が自分自身のことを「好き」「少しは好き」と回答する保護者83.8%）に比べると低く、子どもと保護者の思いに差があると言えます。



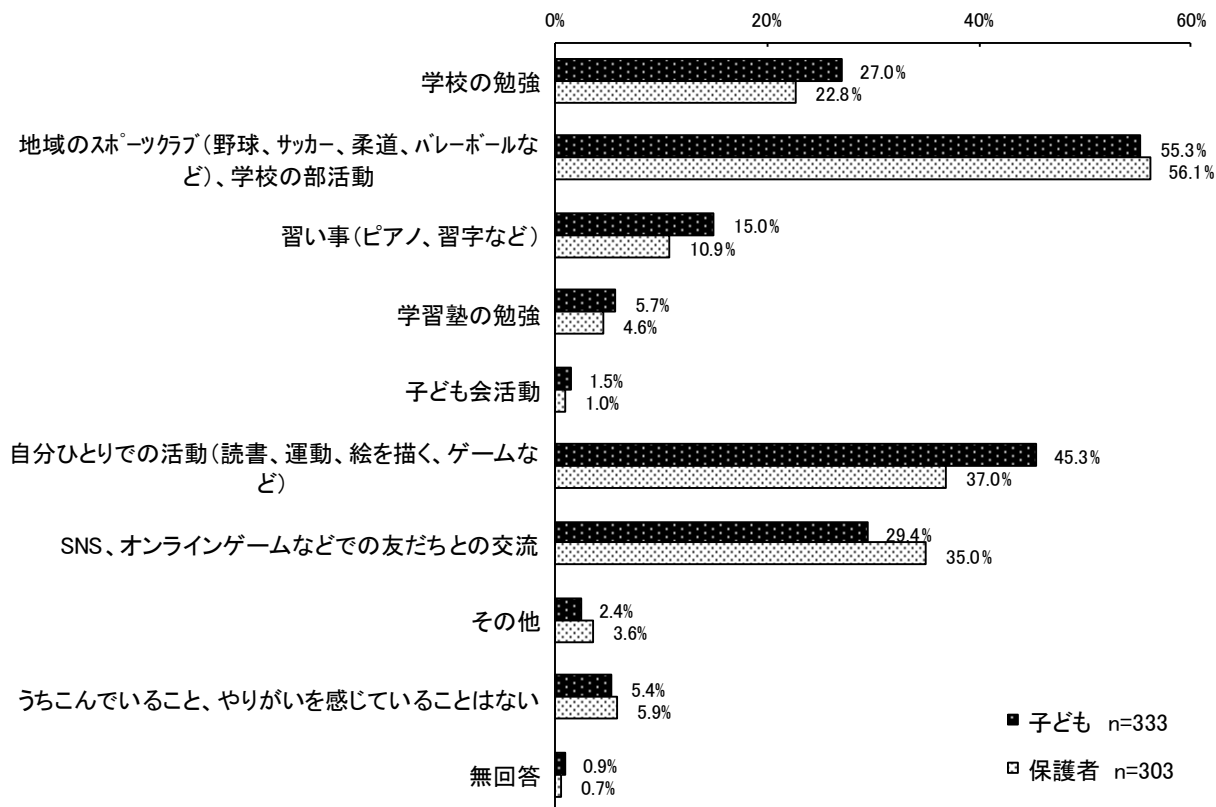
前回のアンケート（平成29年7月実施）結果と比べると、自分のことが「好き」「少しは好き」と思う児童・生徒の割合が3.4%あがっています。



2. 学校生活などに関すること

(1) うちこんでいること、やりがいを感じていること

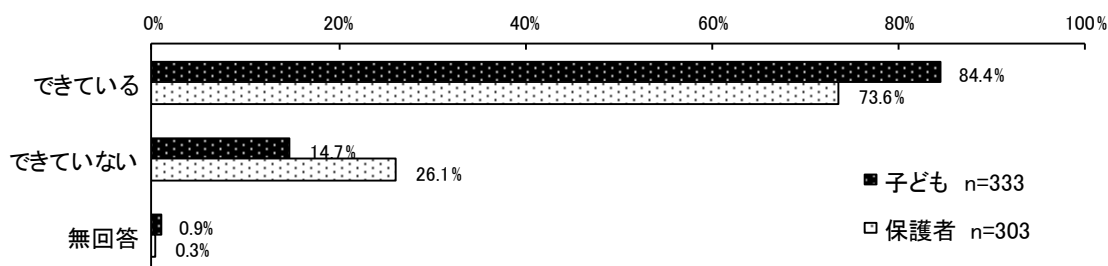
児童・生徒、保護者とも「地域のスポーツクラブ、学校の部活動」の割合が高く、次いで「自分ひとりで活動」となっています。



(2) 子ども自身がやりたい活動に参加できているか

児童・生徒、保護者とも「参加できている」割合が高くなっています。

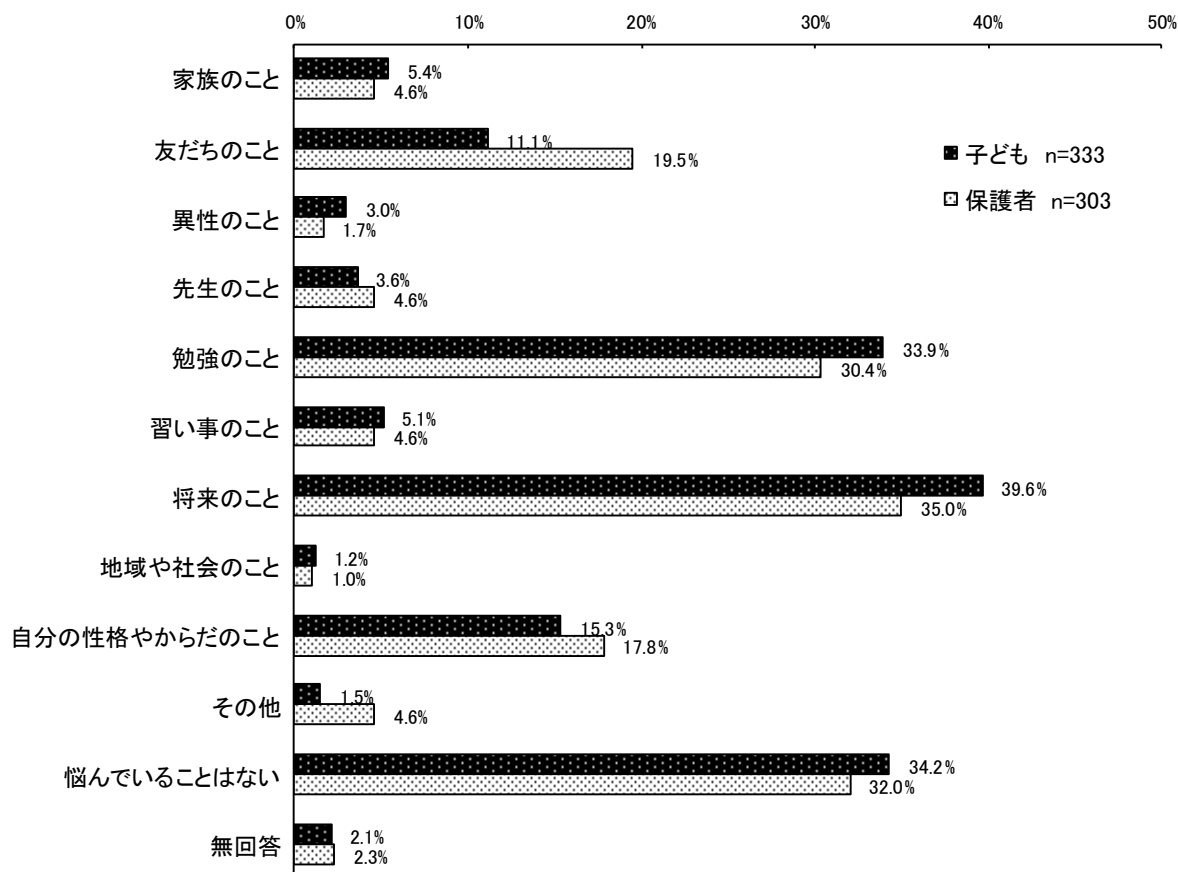
今回新たに追加した設問です。



「参加できていない」主な理由は、「入りたい部活動や習い事がないから」、「勉強などで忙しいから」となっています。

(3) 困ったり、悩んだりしていること

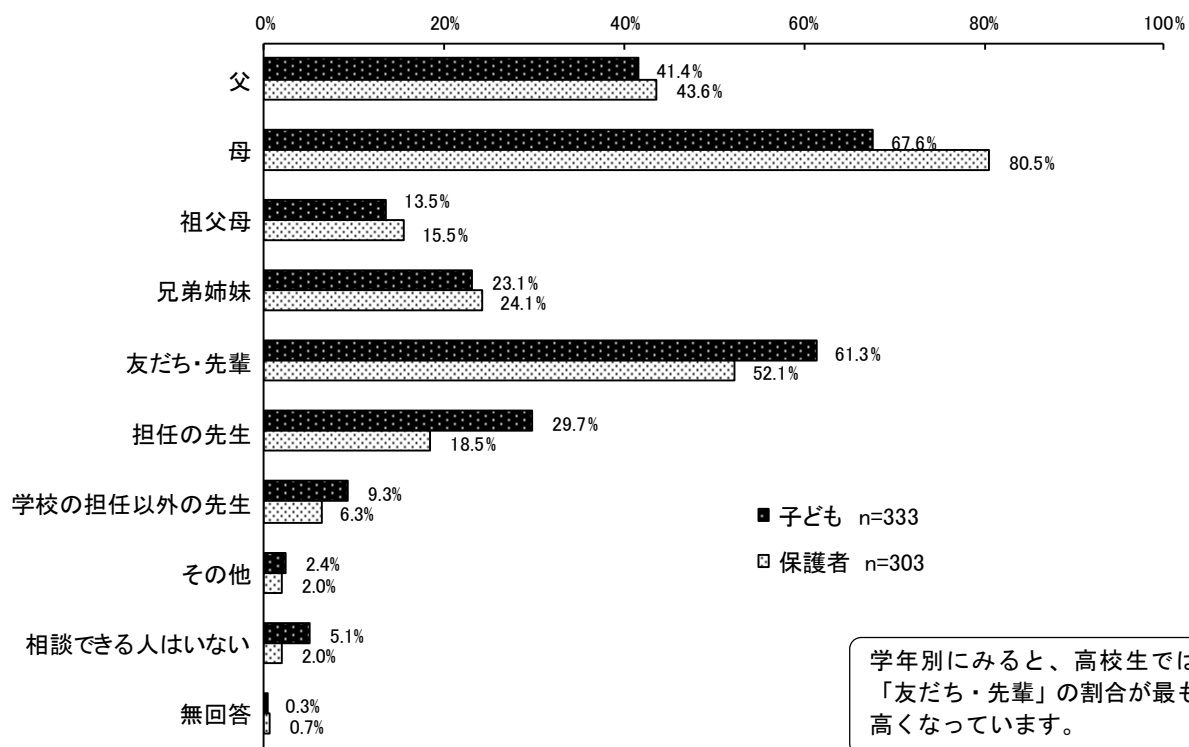
児童・生徒、保護者ともに「将来のこと」「悩んでいることはない」「勉強のこと」が高くなっています。



学年別にみると、小学生は「悩んでいることはない」割合が高く、中学生・高校生は「将来のこと」の割合が高くなっています。

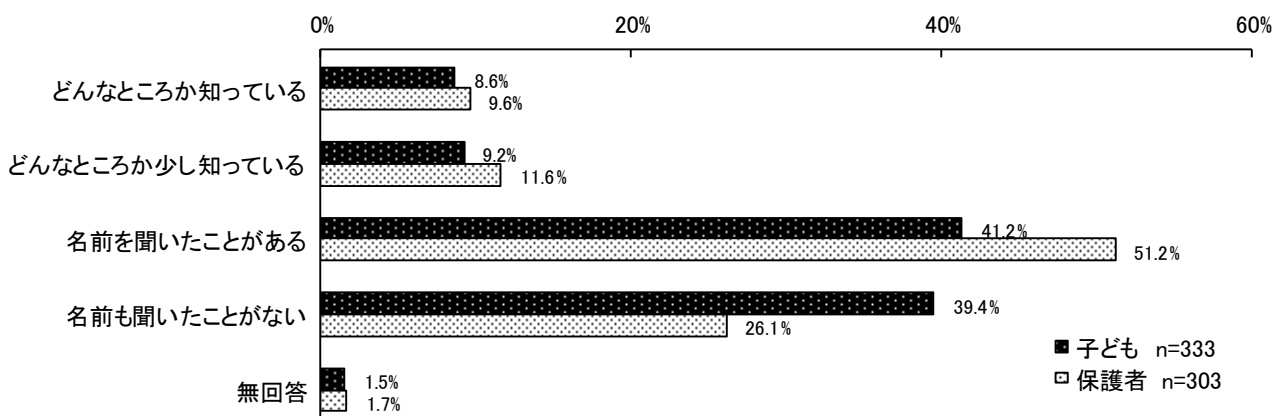
3. 子どもの相談相手について

困ったり悩んだときの相談相手は、児童・生徒、保護者ともに「母」「友だち・先輩」「父」の順になっています。



4. 相談する機関について

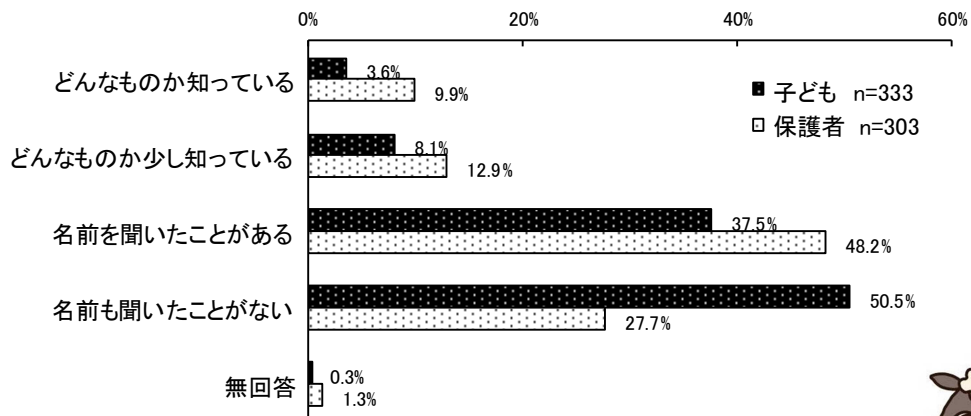
子どもの相談機関を知っているかどうかについて、「知っている」「少し知っている」「名前を聞いたことがある」と答えた児童・生徒の割合は59%、保護者は72.4%となっており、保護者の方が周知がすすんでいると言えます。



相談機関別にみると、「青少年相談室」の認知度が最も高く、児童・生徒は75.9%、保護者は84.5%となっています。次いで「家庭児童相談室」、「子どもの権利救済委員会」の順になっています。

5. 士別市子どもの権利に関する条例について

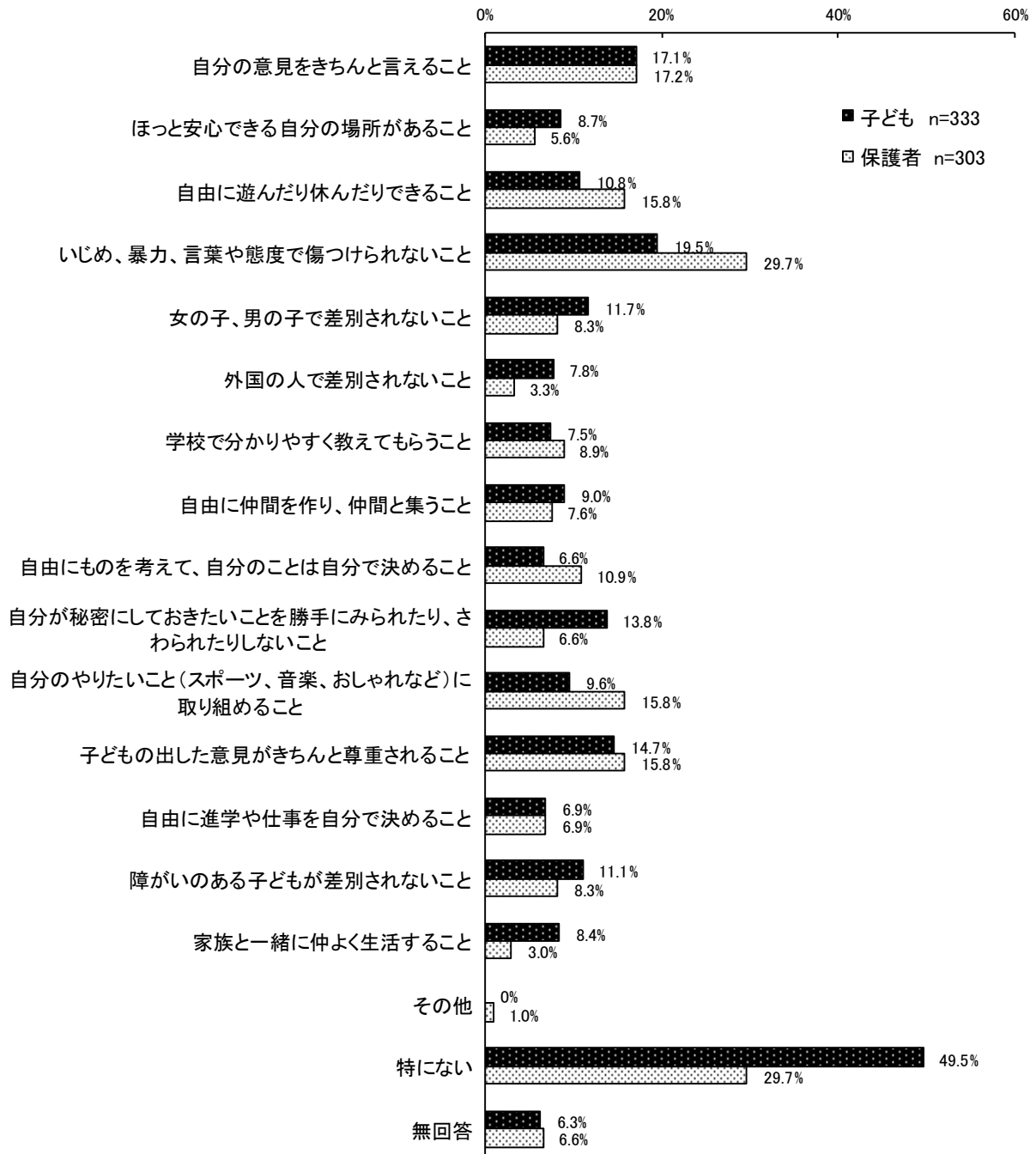
児童・生徒は「知っている」「少し知っている」「名前を聞いたことがある」を合わせると49.2%、保護者は71%となっており、保護者の方が知っている割合が高くなっています。約半数の児童・生徒が「名前も聞いたことがない」となっていることから、周知を強化していく必要があります。



前回のアンケート（平成29年7月実施）の結果と比べると、児童・生徒の「知っている」「少し知っている」「名前を聞いたことがある」割合が2%あがっています。

6. 普段の生活で守られていないと思うこと

児童・生徒は「特にない」が最も高く、次いで「いじめ、暴力、言葉や態度で傷つけられないこと」「自分の意見をきちんと言えること」となっています。保護者は「特にない」と「いじめ、暴力、言葉や態度で傷つけられないこと」が同数となっており、児童・生徒よりもやや割合が高くなっています。



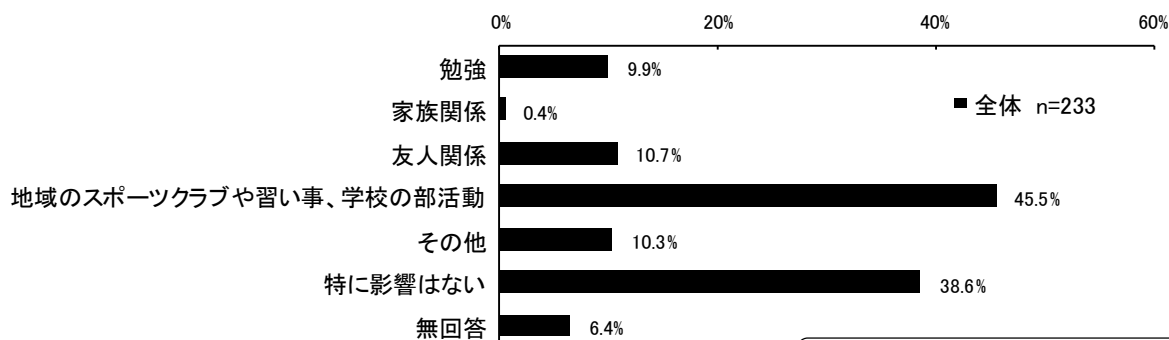
前回のアンケート（平成 29 年 7 月実施）の結果と比べると、「特にない」と答えた児童・生徒の割合が 5.2%あがっています。

7. 新型コロナウイルス感染症に関する調査

今回新たに追加した設問です。

(1) 子どもが考える新型コロナの影響（中学生・高校生）

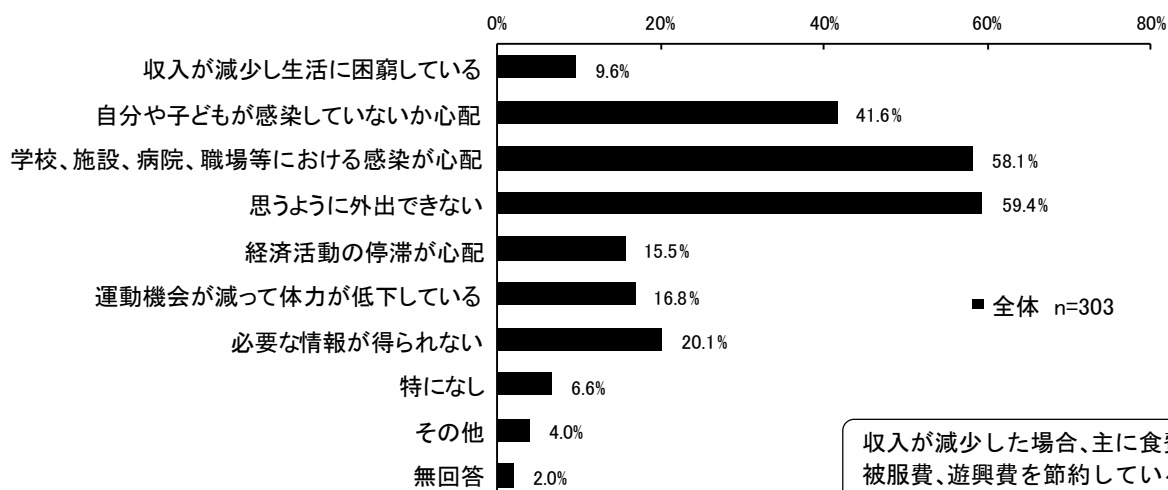
「地域のスポーツクラブや習い事、学校の部活動」に影響があったと答える生徒が半数近くとなっています。具体的には、活動の制限や大会の中止・延期などといった意見がありました。



他に、学習の遅れや友だちとの交流の減少といった意見もありました。

(2) 新型コロナに関する保護者の困りごと

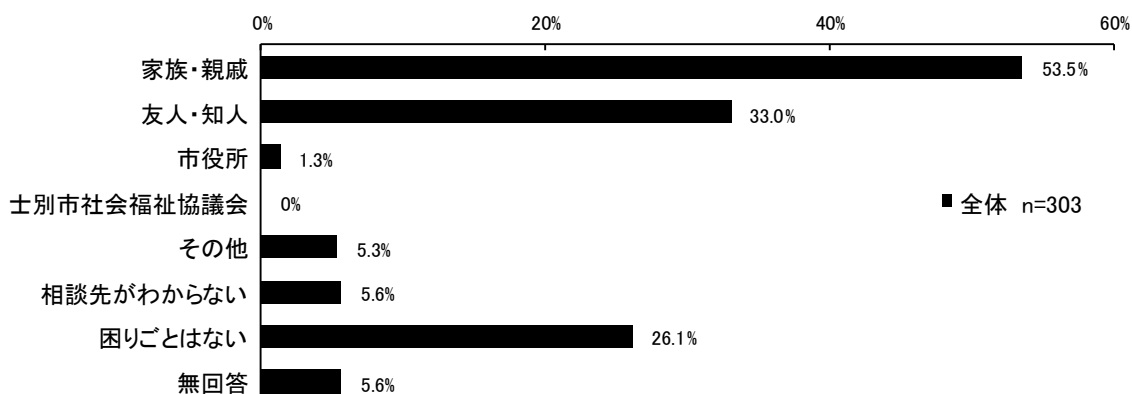
新型コロナの影響により、「思うように外出できない」「感染が心配」という意見が多くありました。



収入が減少した場合、主に食費や被服費、遊興費を節約しているという意見が多くありました。

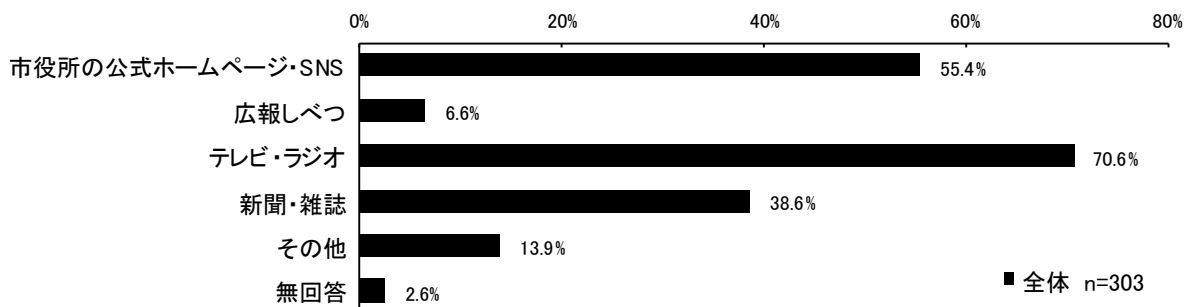
(3) 新型コロナに関する困りごとの相談相手

保護者が困りごとを相談する相手は、「家族・親戚」「友人・知人」の順になっています。



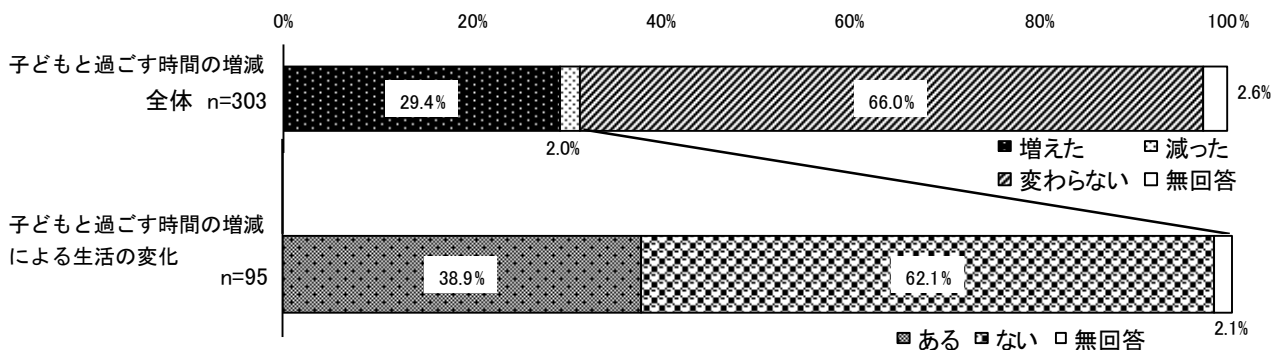
(4) 新型コロナに関する情報

新型コロナの情報をどこから得ているかについて、「テレビ・ラジオ」が最も高く、次いで「市役所の公式ホームページ・SNS」となっています。



(5) 子どもと過ごす時間の増減と、それによる生活の変化

コロナ禍で子どもと過ごす時間に増減があった保護者の割合は31.4%、そのうち、生活に変化があったと感じる保護者は38.9%（全体の12.2%）となっています。



主な生活の変化として、「親子で過ごす時間や会話が増えた」という意見が多数ありました。一方で、「ストレスが溜まったり、親子喧嘩が増えた」という意見もありました。

編集・発行 士別市健康福祉部こども・子育て応援課
士別市東6条4丁目1番地
TEL 0165-26-7759